

滋賀大学教育学部後援会規則

制定 昭和二十九・四・一

第一条 本会は滋賀大学教育学部（以下「学部」という。）後援会と称する。

第二条 本会は学部教育の振興に寄与し、会員相互の連絡を図ることを目的とする。

第三条 本会は次の会員を以って組織する。

- 一. 正会員 学生（大学院生及び専攻科生を含む。以下同じ。）の保護者。
- 二. 賛助会員 本会の趣旨に賛同するもの。

第四条 本会は第二条の目的を達するために次の事業を行う。

- 一. 学部の設備及び施設の充実を援助すること。
- 二. 教職員並びに学生の研究及び厚生に関し援助すること。
- 三. 学部と家庭並びに会員との連絡を図ること。
- 四. その他本会が必要と認めたこと。

第五条 本会に次の役員を置く。

- 一. 会長 一名 総会において会員の中から選出する。
- 二. 副会長 二名 同 前
- 三. 理事 若干名 会員の中から会長が委嘱する。
- 四. 常任理事 若干名 理事の中から会長が委嘱する。
- 五. 監事 二名 会員の中から理事会において選出する。
- 六. 顧問 若干名 特に本会に功労のあつた者を総会において推挙する。
- 七. 幹事 若干名 会員の中から会長が委嘱する。

第六条 本会の役員は次の職務を行う。

- 一. 会長は会務を掌理し理事会の議長となる。
- 二. 副会長は会長事故あるときは、その事務を代行する。
- 三. 理事は理事会において重要事項を審議する。
- 四. 常任理事は臨時緊急なる事項を処理する。
- 五. 監事は会計を監査する。
- 六. 顧問は会長の諮問に応じ、かつ会議に出席し意見を述べることができる。
- 七. 幹事は会計及び庶務その他の事務を行う。

第七条 役員の内任期は一年とする。但し重任を妨げない。

第八条 本会は毎年度始めに総会を開き会計及び庶務の報告、役員の内改選、その他重要事項を議決する。必要がある場合は臨時総会を開く。但し理事会を以って代えることができる。

第九条 本会の経費は会費その他の雑収入を以ってこれに充てる。

正会員の会費は、金四一、〇〇〇円（大学院生にあつては、二〇、五〇〇円、専攻科生にあつては、一〇、二五〇円）とし、子弟入学の際正会員がこれを収めるものとする。賛助会員は年額五〇〇円とし、毎年度始めに納入するものとする。

第十条 本会は次の如く会計規則を定める。

- 一. 会費その他の雑収入は幹事が受納し、銀行又は郵便局に預入してその通帳を保管し、金銭の出納に当たる。
- 二. 既納の会費は払戻しない。
- 三. 会計年度は毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日に終わる。

第十一条 本会規則の変更は総会の決議を経なければならぬ。決議は出席会員の過半数を以って成立するものとする。

附 則

本規則は昭和二十九年四月一日に制定されその日から実施する。

なお以後の改正について別に定めのないときは改正の日から実施する。

本規則は昭和四十六年十二月二十四日に改正し、昭和四十七年四月一日から実施する。

本規則は昭和四十八年四月十六日から実施する。

本規則は昭和五十四年四月九日に改正し、昭和五十五年四月一日から実施する。

本規則は昭和五十八年四月八日に改正し、昭和五十九年四月一日から実施する。

本規則は平成三年四月十五日に改正し、平成四年度入学生から適用する。

本規則は平成十年四月十日に改正し、平成十一年度入学生から適用する。

本規則は平成三十年四月四日に改正し、平成三十一年度入学生から適用する。

本規則は令和二年六月十五日に改正し、令和三年度入学生から適用する。